

人材派遣法とその影響

大澤幸子
フリージャーナリスト

7月1日から施行された人材派遣法は労働者の保護と労働力需給のミスマッチを矯正することを目指して掲げています。しかし本来同一である派遣労働者と使用者を分離して複雑な雇用関係の中での派遣労働者の眞の保護はあり得ないのです。また労働力需給調整システムとしての派遣労働者は職場のME化や高齢化によって生じる余剰人員の対応として活用されることにはばいへといふ危惧も表明されています。また、派遣法の適用対象業種にSE、プログラマーが含まれることは、情報処理産業の確立を目指して派遣への請負へと進展しようとしている業界大手企業に大きな打撃を与えた。同時にこの法律が規定されたことは二重派遣の禁止は中小企業の靈活性とハウスの存在を危うくしています。派遣法はこの業界を二分し、高位の技術力蓄積を有する層と派遣にせんいる層の二極分化を促進するであろう。

The Dispatching Workers' Business Law and its effects

Sachiko Osawa

(free journalist)

The Dispatching Workers' Business Law which became effected on July 1 is aiming at protecting the employee and adjusting the mismatch of labor forces between supply and demand.

But, is there a true protection for dispatched workers in such complicated employment relations, employer and employee being separated?

It is feared that this law will be utilized for surplus workers caused by office ME or advancing age.

Still more, the fact that SE and programmers are applied to this law has given a strong impact to big companies which are changing policy toward contract business instead of dispatching business.

This law will accelerate the separation of software industries into two groups, one will aim at accumulating advanced technologies and the other will accept only dispatching business.

◇人材派遣法成立の経緯

7月1日からいよいよ人材派遣法の施行された。4月に施行された男女雇用機会均等法はCC規制と一脈の関係にある法律であり、派遣法の労働者も産業界に及ぶ影響を「均等法」以上と言えるかもしれない。一方で先づ、「派遣法」の内容と施行までの経緯、この法律が抜けていた歴史、そして特に情報処理業への影響と同業界内の反応について検討してみたい。

正式には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」という長い名称のこの法律(以下「派遣法」という)以下、これを職業安定法(禁止されこれまで労働者の派遣を一定の規制を設けて特定の業種に限り認めている)といふものである。派遣の認められる業務とは、ログラー、システムエンジニア、書類用機器のオペレーター、通訳、秘書、添乗員、ビル清掃員など商業(表1)など、これらこの法律で認められた人材派遣事業にて一般労働者派遣事業(登録型)と特定労働者派遣事業(常用雇用型)の2つのタイプがある。このうち「一般」の方は希望者登録してある需要が発生した時まで雇用契約を結び、契約期間中は自社の社員として派遣する登録型の派遣で、書類処理業務の派遣に多い。もう一方の「特定」は常時雇用してある自社の社員を派遣に応じて派遣する常用雇用型の派遣で、ログラー、SEなどの派遣が多い。

こうして派遣と通常の雇用との最大の違いは、通常の雇用の雇用者はコード使用者であるためにに対し、派遣の場合は雇用者と使用者の分离してしまっている。つまり、派遣の場合は労働者の雇主である派遣元企業と、労働者の使用者である派遣先企業とに分かれ、労働者は雇用実体にあらず派遣元から賃金を受け取るが、ユーザである派遣先企業が働く、モン面接、指揮命令を受けるのである。派遣とよく混同されるのがこの「請負い」である。「請負い」とは特定の仕事をユーザへ依頼し、実際に作業をする場所はユーザのところでも、仕事のやり方や内容については一切自社の責任が行い、ユーザの指揮命令は受けず、ユーザとの間に雇用關係はないことがない「派遣」、いはば似た非似たものである。

前述のように人材派遣法は職安法により一部の例外を除いて禁止された。こののも、戦後まもなくいわゆる「口入れ業」にヤクザの跋扈し、港湾労働者を中心とする大勢の労働者たちの強制労働や法外トランハネに苦しめられるといった悲惨な状況があつたためである。昭和22年に職安法の制定とともに、人材派遣業は禁じられていたわけであるが、昭和40年代頃から請負いを扱う派遣事業が次第に広く行われるようになっていった。こうして事業は特に、情報処理、事務処理、ビルメンテナンス、警備保安の4業種が多く行われ、労働者はこれら4業種に限って派遣事業を追認していこうと約7年前から法制化へ向けて始めた。昨年6月遂に法成立の運びとなるわけである。しかし、審議の過程で当初のこの4業種の枠引きは不され、業種による区分ではなく、業務別として14業種が派遣の対象業務として挙げられていた。最終的には警備保安、一般業務、コンピュータ、オフィス、13業務に落着くことになってしまったのである。ただし、この法律は施行後3年目に見直しの行われることになり、これらの対象業務は今後変わる可能性もある。

労働省は人材派遣法制定の目的として、労働者保護と労働力のミスマッチ

を調整することの2つを指す。つまり、人材派遣における社会的需索はあり定着しきりとの判断に異なり、派遣事業これを以上違法とするには派遣労働者といったらに無権利状態におけることに対するもので、労働者保護規定を設けて派遣事業を承認し、あわせて労働力需給の調整システムを確立しようとした意図からの読み方（図3）。

△派遣法の問題点

従来の雇用形態として全く異なる「派遣」は、法制化による審議の過程で法曹界、労働界から強烈な反対の声が上がった。産業界、労働組合、派遣業者、学者などの代表者から成る労働者の意見はしてい委員会にて一日争り合いつつ、FCFカリ審議の長期化がたゞ2年半で決着をつけようとした幕もあった。最大の争点は今まの一體である、雇用者と使用者を分離させ、雇用者、使用者、派遣労働者という3者の関係を認めることは双向協定を公認し、労働者の立場を弱めることであり、労働者保護を目的とする労働法の精神に反するといふものであった。

確かに派遣法では派遣元企業に対する労働者に対する雇用者責任が、派遣元企業に対する使用者責任への明確化され、これで全く無権利状態に置かれていた派遣労働者にとっては、それが何を保護されるかについてはなし。しかし、派遣労働者、派遣元、派遣先といふこの3者の力関係は依然としており、TAC-EV未組織労働者が多い派遣労働者にとって、これは派遣元との交渉が難しいのが実情である。派遣法の労働者保護規定において、こうした立場が弱い立場にある派遣労働者を十分に保護するためのとくと大いに疑問があると言わざるを得ない。安全衛生面での使用者責任や派遣契約を結ぶ際の業務内規、就業規則、時給(内)、期末(外)など労働者に明示することを雇用者に義務付けて、苦情処理を派遣先と派遣元の記念帳にドクターフィーの規定しているが、これが何を労働者の地位の安定化に望むのである。

こうした不安定な派遣労働の法制化をきっかけに今後多くの業務に広がっていくことが恐れられることがある。現在のところは業務の中には「一般事務」という表現ばかり、「文書のマイナンバー」「分類作成」「財務処理」「海外取引に関する文書作成」等で、広く解釈されれば一般事務とかよりの部分の重みをかけ、13の主な業務ばかりあるいはいくつものとくとく。

派遣法の施行にあたって最も気のかかるTFとは、3千円とは言え折角の労働者保護規定や労働条件をきちんと守らねばならないから十分に工夫をこなすべきの体制の行政側に整っているかという点が問題である。これまでにも法律違反があったときに多くの派遣事業を取り締まることの結果、労働基準監督署の人手不足などを考慮させると、雨後の竹の子のように出でた人材派遣会社をどうやって監督していくのかと不安になります。

派遣法の影響は現れた派遣労働に従事している人やこれまで従事しようとしている人たちが何がこうあるのかについて莫に非ざりしていなければならぬ。派遣法は一般的のカラリーマンやロジスティック影響を及ぼさない法律なのである。派遣法案の国会に工程として、一般的の事業主が就業規則等に労働協約を書き換えれば、労働者当人の同意なくして派遣を命じることやこのうえの項目の突然書き加えられ、審議の過程で本人の同意を必要とする修正をしないといつぱりある。経済の成長、職場のM&A化、高齢化の結果として生まれる企業内の余剰人員の受け

逆として、派遣という就労形態はさすがに有効である。現に経済同友会は派遣労働を「中间労働市場」として位置づけ、将来の日本にとってこれのいかに必要なを説いている。その考え方によると、既成労働層のむかで今後ある企業はM化を進め、省力化を図るため、終身雇用制を採用しない多くの日本企業は余剰人員をいかえることになる。こうして余剰人員は配置転換などによりある程度吸収されるが、それも限界があるときに限界となる。そこで一方で多くの企業は解雇すれば深刻な社会問題を発生させ、経済のサイクルミズムを失うことにもなりかねない。そこで市場もあり、企業内部でもあるようだ。中間的はクッション機能をとる。このクッション機能を維持し、雇用の創造活性化を促進する条件整備をしてくる。

労働省は国民の基本の中間労働法制定の目的とこの中间労働市場の方の方との関連については一切否定しないが、一たん派遣法が成立すれば、こうした方向で多くの企業がこの新しい就労形態を活用するであろうことは明らかだ。実際に派遣法成立前から大手商社、銀行、保険会社などの経営者に派遣事業へ進出し、退職者や自社の社員を派遣労働として活用しながらいる。今後、こうして働く人々に流動化し、中高年、女性、単能工などもまた次に派遣に向かうこと八分に予想される。

△情報処理産業に及ぼす影響

派遣法の適用対象業種に指定されたプログラマー、システムエンジニアを中心とした情報処理産業にも、この法律は大きな影響を及ぼしている。情報処理分野の技術者の派遣はこれまでのところ、企業内の余剰人員の受け皿というより、ME化の急速な進展に伴うソフトウェア技術者の不足の一つの解決策として増え続けている。コンピュータのメーカーユーザとしての大手企業は、膨大な人手を要するシステム開発時に系列下のソフトウェアハウスから派遣労働を受け入れ、最もコストのかかる方針で急場の労働不足をしのいでいる。ほとんどの情報処理サービス会社はこうして派遣によって成長してきたといふべき。こうして派遣の多くはコーティング・レベルのどちらかというと体力のいる単純作業に該当するので、深い経験や知識は必要とされない。従って、こうした作業を行うには若い人を使つた方が効率が下り、コストも安くあり、指揮命令もしやすい。そこで派遣を中心の企業の中には情報処理の知識も経験も乏しい若者ばかりを集め、いきなり派遣先へ送り込み、派遣先で教育訓練をしてからうといつた「人育し業」といふ言ふようないふことをするところも出てきて、派遣労働者の賃金の低下、月100時間超の長時間労働、二重・三重派遣、職場における孤独感、将来への強い不安感、離職率の高さなどがいった暗いイメージの情報処理サービス産業と云ふ側面が技術者についてまで上りつつあり、学生モニの業界への就職を歓迎する傾向にある。

無論、この業界にも技術力をつけ、派遣に頼らずお請負いをやってくる企業もある。業界のリーダーを自負するこうした企業にとって、「35歳定年説」に代入される暗いイメージを払拭し、優秀な人材を確保し、日本の将来を担う産業としての基盤づくりをしていくことは急務である。ところが正、プログラマーの派遣を公式に認める人材派遣法の成立は業界のこうしての体質改善の動きに水を足すもの

のであり、これまでの暗いイメージを固定化せざるを得ない。そこで、業界大手の企業団体であるJISA（情報サービス産業協会）は労働省に打診し、SE・プログラマー・技術者3300名の適用技術業務へのFDD方式の寄望書を提出しているところである。コンピュータ・メモリ・回路等ある日本電子工業振興協会の寄望書のとり下げを要求され、今年1月JISAはやむなく寄望書を撤回万々とし立てるのがあつた。メーカー側の懸念は、派遣を急増請負へに変えられることは十分な指揮命令の疎忽に開発体制の敷り下ろすなどを、それと機密漏洩を防ぐ点にある。

JISAの寄望書は撤回され、SE・プログラマーが派遣の対象とすることの本末逆となりとなってしまったが、JISAの主張は変わらず。高度な技術の要求される知識集約型の産業であるべき情報処理サード事業は、いわゆる「人情化」ではなく責任子業態であることを、(一)もかくから单纯な派遣業者と同じ扱いを定めることは、ソフト開発即派遣と見えられ、業界全体の健全な発展を阻害するものと主張する。JISAは寄望書撤回直後に「派遣の請負へ脱皮不可止め、メーカーと協力してFDD方式復活をめざす」との宣言書を日本電子工業振興協会の連名で通産大臣あてに提出している。

しかし、システム開発をあえて派遣の請負へにすると、これがどう簡単にはいいわけ。仕事を発注するメーカー・ユーザ企業が安心して指揮命令権を握られるだけの技術力、管理能力をソフトウェアハウスの技術者自身につけさせなければならない。特に大規模なシステム開発の場合、相手先の指揮命令のセキュリティ化されたシステム開発に慣れていない技術者にとどめ、それが一朝一夕にできることはない。しかし、情報処理サード事業を対象としたときに確立し、個々の企業が主導権を持つために派遣業者の脅威として逆行する傾向が見えておりも明らかである。

通産省は1990年にITローラーの60万人予定をうらうの予測に基き、ITローラー不足の解消をソフトウェア生産の機械化の図るうと目下、シグマ・ITシグマ・IT推進している。これにF、25年内にソフト生産の機械化率を80%まで高め、ソフトの生産性を今より約4倍向上させていくとしている。

現在、ソフト技術者の充足率はSEの約40%，上級ITローラーの約38%，下級ITローラーの約75%と見ていい。機械化の可能性は部分的には量的的な作業の部分があり、それ以下級ITローラーの約38%と見ていい。現在コードイング作業の多くは派遣要員によって処理されており、機械に最初にとづけられたものは派遣要員によってといふことになる。いつもも経営的にはリスクが伴う容易な派遣ばかりで、日銭を稼ぐことは、これまで陶然されるとかいうこという危機感も業界内には強い。情報処理サード事業の生き残りには、上位レベルのソフト開発のできる技術者を育て、技術の蓄積を図ることの至上命令なのである。

△二重派遣の禁止

この業界の多くの企業がJISAに代表されるよう意見を持っていますが、これがいい。これでも、しかし今後は派遣を中心にして2000年をめぐる企業はとくに、多くの規制にはまれてもいい。晴れて派遣事業の生き残りをめぐらすため

行なうから、派遣法は歓迎すべき法律と言えよう。しかし、問題は二重派遣の禁止規定である。ナフコソフトウエアハウスでは仕事を受けた自社の派遣社員だけは人手の足りないところへ、専門知識や経験のある社員がいる場合、他のソフトハウスの人を集めたり、一括して派遣先に送る二重、三重派遣を行つていい。こうして複数派遣は、派遣労働者の派遣金の原因にはならないし、労働基準法の激しい改正により、付帯決議が禁止されたのである。

この禁止条項は派遣企業にとっては負担となる。ユーヤは窓口としてはソフトハウスを通じて、自分の仕事を人手を直接めり集めなければならぬ。しかしよりも自分のところ直接仕事を受注する所へ、より効率的のソフトウエアハウスとしての二重派遣の禁止は致命的である。倒産しても、系列化の弊立ち出でる可能性がある。また、窓口のソフトハウスの組織をつくり、一括して仕事を請負い、各社で仕事を分担し合う請負による一次派遣を組合化せた仕事の受け方を実際に出でさせている。

派遣法は情報処理業に特有の現象を扱う。行なうことは、いかにもしそれを契機としてこの業界で大きな転職便りを起こすことを想定したのである。高度な技術力を有する派遣から請負へと脱皮してくる企業と、派遣をメインとする企業と、業界内の二極化は今後ますます鮮明になる、これが目的である。

表1 人材派遣業の対象業務と派遣期間

①情報処理システムの設計、分析、プログラムの作成	1年
②電子計算機、タイプライター、テレックスなど事務用機器の操作	9カ月
③通訳、翻訳、速記	9カ月
④管理職（役員）の秘書	9カ月
⑤文書などのファイル、分類作成	9カ月
⑥新商品開発、販売などのための市場調査、分析	9カ月
⑦貸借対照表、損益計算書の作成など財務処理	9カ月
⑧外国貿易など海外取引に関する文書作成	9カ月
⑨電子計算機など高度な専門知識を必要とする機械の性能、操作方法の紹介、説明	9カ月
⑩バスガイドを除く旅行乗務員	9カ月
⑪建築物の清掃	—
⑫建築設備の点検、運転、整備	—
⑬来訪者の受付、案内、駐車場の管理	—

図1 労働者派遣事業とは

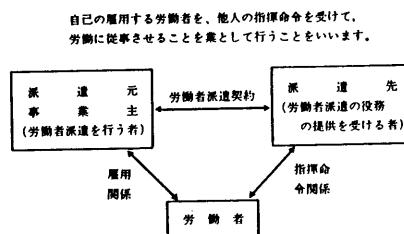


図2 言青魚

(請負)
労働者が注文主から指揮命令をうけたりすると労働者派遣事業とみられる場合があります。

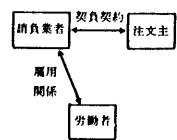


図3 労働者派遣契約に関する規制

- ①派遣の内容、就業の場所、指揮命令する者に関する事項、派遣期間、就業日、就業時間等を定めること。
- ②派遣期間は、労働者に定める期間を超えてはならないこと。
- ③海外派遣の場合、更に、派遣責任者の選任、派遣先管理台帳の整備等について定めること。

